

秋田市告示第273号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

なお、関係図面は秋田市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

令和6年8月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定する区域の所在地
秋田市茨島三丁目14番4の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の
基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物